

2024年版

電機連合加盟組合員の皆様へ

助け合い、思いやり、あなたに寄り添う電機共済

電機連合

けんこう共済

介護特約

ご家族やご自身のための備え

公的介護保険制度**要介護2以上の認定**

又は**所定の要介護状態**になった場合

介護給付金(一時金)

100万円、200万円、

300万円、400万円、

500万円

(5コースから選択)

- ▶ **満40歳～64歳の加入者本人とその配偶者、**
満40歳～84歳のご両親を対象にご加入いただけます

※けんこう共済基本契約本人が**満39歳以下**であっても
満40歳以上の配偶者、ご両親はご加入いただけます

- ▶ 加入者本人とその配偶者は**満84歳まで、**
ご両親は**満89歳まで継続加入**できる**安心設計!**

- ▶ 万が一 **要介護状態**になった場合の
経済的備えとしてご利用いただけます

申込書は6ページにあります

ホームページの「加入申込書Web作成サイト」もご利用ください



電機連合
福祉共済センター

☎0120-04-6488(けんこう共済専用フリーダイヤル)

☎03-3528-8467

☎03-3528-8463(けんこう共済専用)

🌐<https://kyosai.jeiu.or.jp/>

●〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング6F

業務時間:平日9時00分～17時30分(土日・祝日、年末年始を除きます)



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会



介護のこと…考えてみませんか？

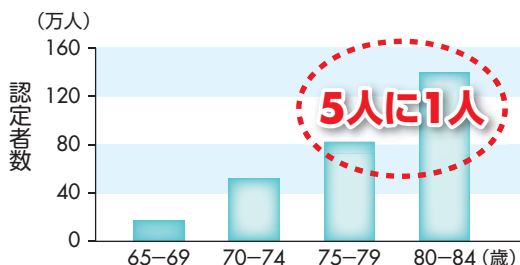
もしもの介護に備えて「介護特約」があると安心です。



介護になったときの費用が不安…

介護は身近なリスク

●要介護・要支援認定者数および認定率

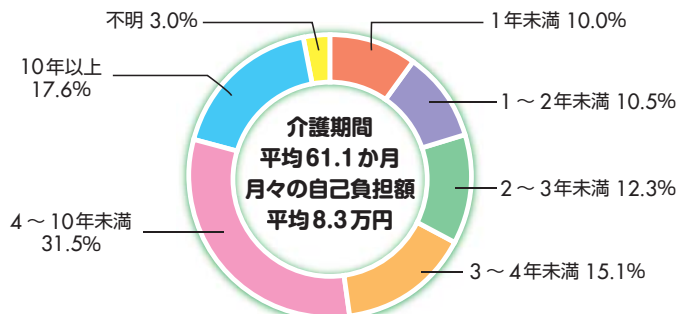


【出典】「令和2年度介護保険事業状況報告」(厚生労働省)
「令和2年人口推計」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成

75～84歳では約5人に1人が
要介護・要支援状態に

しかも

介護期間と自己負担額



【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

月々の自己負担額
平均8.3万円

介護は長期間におよびます
・約64%が3年以上
・平均介護期間61.1か月

【費用総額のシミュレーション(1人あたり)】

月々の自己負担額

平均8.3万円

×

介護期間

平均61.1か月

=

費用総額

平均約507万円

※公的介護保険の自己負担分・公的介護
保険対象外の自費出費額

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

実際に

「公的介護保険だけでは不十分」と感じている人が全体の59.1%にのぼっており、費用面での心配をしている方が多くいます。

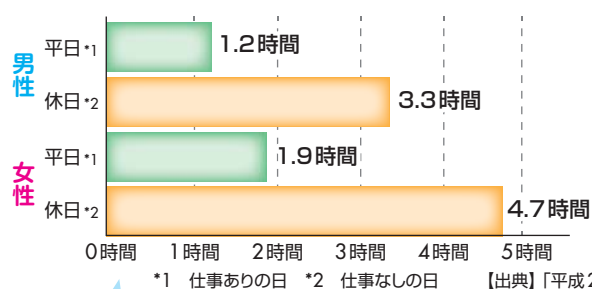
【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

だから

長期にわたる介護費用に備えた資金準備があると安心です。

介護と仕事の両立

●働きながら介護を行っている人の平均介護時間

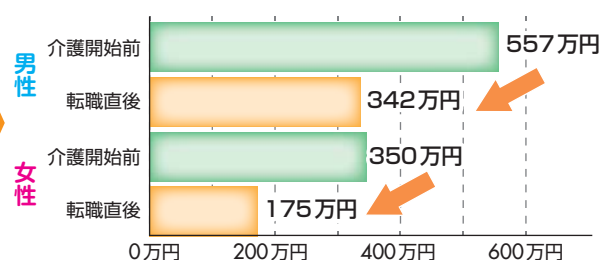


【出典】「平成29年就業構造基本調査」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成

毎年
約10万人が
介護離職して
います

介護で仕事をやめたくないなあ

●介護開始前(離職前)、転職直後の平均年収比較



働きながら介護を行う場合、
経済的負担に加え、長時間にわたる介護で
時間的にも大きな負担が生じます。

介護離職を余儀なくされた場合、
転職後の年収が大きく
減少するリスクがあります。

【出典】(公財)ダイヤ高齢社会研究財団「仕事と介護の両立と介護離職に関する調査(平成27年3月)」をもとに東京海上日動にて作成

だから

介護と仕事の両立ができるよう、ホームヘルパーの活用も見据え、
資金準備があると安心です。

1 介護特約の給付内容・掛金

詳細は4頁「補償内容」でご確認ください。

介護給付金

けんこう共済 介護特約は組合員本人および配偶者の介護と親の介護の経済的な備えにご利用いただけます。

右の5つのコースからお選びいただけます。

100万円
コース

200万円
コース

300万円
コース

400万円
コース

500万円
コース

Point 1

公的介護保険制度 要介護2以上の認定又は所定の要介護状態(詳細は4頁参照)※になった場合に介護給付金を一時金でお支払いします。

※所定の要介護状態となり90日を超えて継続した場合

Point 2

ご加入にあたっては健康状態の告知※により加入できます。

※ご両親の告知は組合員本人の代理告知で加入できるため、ご両親と離れて暮している場合などでも手間がかかりません。詳しくは3頁をご確認ください。

Point 3

組合員本人とその配偶者、ご両親(戸籍上の親、同居・別居は問いません)にご加入いただけます。

※けんこう共済基本契約本人が満39歳以下であっても、配偶者、ご両親が満40歳以上であればご加入できます。

掛金表(月額)

掛金は補償の対象となる方(被共済者)毎の満年齢・コースによって決まります。(性別、本人・配偶者・親による差はありません。)

毎年6月1日時点の被共済者の満年齢	100万円コース	200万円コース	300万円コース	400万円コース	500万円コース
40-44歳	10円	20円	30円	40円	50円
45-49歳	20円	40円	60円	80円	100円
50-54歳	30円	60円	90円	120円	150円
55-59歳	60円	120円	180円	240円	300円
60-64歳	110円	220円	330円	440円	550円
65-69歳	220円	440円	660円	880円	1,100円
70-74歳	450円	900円	1,350円	1,800円	2,250円
75-79歳	980円	1,960円	2,940円	3,920円	4,900円
80-84歳	2,250円	4,500円	6,750円	9,000円	11,250円
組合員本人の両親および配偶者の両親のみ(自動継続のみ)					
毎年6月1日時点の被共済者の満年齢	100万円コース	200万円コース	300万円コース	400万円コース	500万円コース
85-89歳	5,370円	10,740円	16,110円	21,480円	26,850円

- 掛金は毎年6月1日時点の被共済者の満年齢によって決まります。(2024年6月1日～2025年5月1日特約補償開始の掛金は2024年6月1日の満年齢で決まります)したがって、年度途中で年齢区分が上がる時は、その後迎える6月1日(5月引落し分)から掛金が変わります。
*なお、新規に加入される場合、その年の6月1日時点で満39歳であっても、この特約の補償開始日時点の年齢が満40歳であれば、掛金表の40-44歳の掛金で加入できます。
- 掛金は毎月払とし、けんこう共済基本契約掛金と合算し、ご指定の金融機関(けんこう共済基本契約と同じ金融機関)の口座から自動引落しになります。
- けんこう共済基本契約と同時に新規申込みした場合は第1回掛金引落日に2ヵ月分の掛金を引落しします。
【残高不足等で引落しができなかった場合】翌月に2ヵ月分、さらに引落しができなかった場合は翌々月に3ヵ月分をまとめて引落しします。
(※3ヵ月分が引落しできない場合は自動脱退となりますのでご注意ください。)
- 【けんこう共済と同時に新規申込みした場合】初回から引落しができない場合は翌月に3ヵ月分、さらに引落しができなかった場合は翌々月に4ヵ月分をまとめて引落しします。
(※4ヵ月分が引落しできない場合は自動脱退となりますのでご注意ください。)
- *引落しができなかった場合は、その都度本人宛、郵送にてご案内いたします。
- 掛金は掛捨てです。満期返戻金、契約者配当金、解約返戻金はありません。
- けんこう共済(特約を含む)は、電機連合の組合員およびそのOB等限られた組織内での相互扶助による独自の制度であり、年末調整・確定申告による保険料控除の対象となりません。また、掛金についての「保険料控除証明書」は発行されません。

ご参考 公的介護保険制度について

市町村・特別区(以下、市町村)などが「保険者」となって運営し、「被保険者(加入者・利用者などともいいます)」が、「サービス事業者」の提供する介護に関するサービスを選択して利用できる制度です。

対象者

40歳以上の人を対象となり、第1号被保険者と第2号被保険者に分かれます。

●第1号被保険者(65歳以上の人)

原因を問わず所定の介護や支援が必要と認定された人がサービスを利用できます。

●第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)

特定疾病が原因で所定の介護や支援が必要と認定された人がサービスを利用できます。

特定疾病

主に加齢に伴う疾病である16疾病が指定されています。

1. がん【がん末期】
※(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症(ALS)
4. 後縦靱帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※40歳以上65歳未満の人については、介護が必要になった原因が特定疾病に該当しない場合はサービスを利用できません。

▶公的介護保険の要介護2以上とは

要介護度認定区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

2

加入資格

加入される方は、次の(1)～(3)の要件を満たしていることが必要です。

(1) 契約できる方

電機連合加盟組合員で、けんこう共済に加入済み、またはけんこう共済と同時に新規で契約される組合員本人。

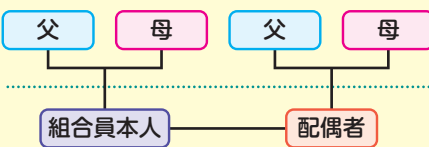
※介護特約のみの契約はできません。組合員本人がけんこう共済未加入者の方は、けんこう共済基本契約と同時に申し込みいただくこととなります。けんこう共済の加入資格につきましては、けんこう共済パンフレット(3頁)でご確認ください。

(2) 補償の対象となる方 (被共済者)の範囲

【ご注意】組合員本人が年齢条件により本特約の対象とならない場合(満39歳以下)においても、右表の年齢条件を満たす方はご加入できます。

※夫婦とも組合員であり、それぞれが「けんこう共済・基本契約」に加入する(している)場合、お互いを被共済者として加入しあうことはできません。

公的介護保険制度の被保険者(外国人を含む)のうち、下記の最大6名までご加入できます。



戸籍上の親 補償開始日時時点で、満40歳～満84歳の方
(けんこう共済に準じて満89歳まで自動継続できます)

組合員本人・配偶者(※)(内縁関係・同性間パートナーを含みます)
補償開始日時時点で、満40歳～満64歳の方
(けんこう共済に準じて満84歳まで自動継続できます)
※配偶者はけんこう共済家族契約(配偶者)加入の有無を問いません。

(3) 健康状態(申込書の告知事項欄にご記入いただきます)

被共済者ごとに申込日時時点で、以下の「健康状態告知質問事項」の質問応答で「ご加入できます。」との結果となる健康状態であること。

健康状態告知質問事項(告知書)

質問1 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありますか。

あり

なし

質問2 現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着脱」「店での買い物」「公共の交通機関を利用した外出」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要としますか。

あり

なし

質問3 告知日(組合受付日)より過去2年以内に、高血圧症もしくは脂質異常症(高脂血症)により入院をしたこと、【表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【表】の病気・症状のため医師の指示による検査※1・治療(がんなどの経過観察※2や投薬の指示を含みます)を受けたことはありますか。※1 検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

《【表】お引受けできない病気・症状》

- がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)を除く)
- 心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む)
- 脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血管、脳塞栓を含む)
- 肝硬変 ●慢性肝炎 ●慢性気管支炎
- 肺炎腫 ●慢性腎炎 ●腎不全
- 糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含む)
- 白内障(手術を行った場合を除く) ●緑内障 ●両眼の失明

- 加齢黄斑変性症
- 精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)
- 脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む)
- 認知症(アルツハイマー病を含む)
- 膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む)
- (骨折歴を伴う)骨粗しょう症 ●関節炎(リウマチ性、変形性)
- 厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)
- 転倒による骨折

※転倒による骨折とは、例えば歩行中や階段の昇り降りにおいてご自身で転倒したものを指します。

なし

あり

ご加入できます。加入申込書(6頁)に回答をご記入のうえご署名*ください。

*加入申込書の署名欄下の(ご注意事項)をご確認の上、健康状態告知を行った被共済者ご自身にてご署名ください。

申し訳ございませんが、
介護特約はご加入できません。

代理告知 のご注意

組合員本人の配偶者、親を被共済者とするとともに、被共済者からのご依頼を受けた組合員本人が被共済者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。この場合は、新規加入申込書に組合員本人がご署名(組合員本人の名前)ください。

- ご注意
- 検査結果待ちの場合は、医師の診察・診断を受けた後、告知をしてください。
 - ※1 「検査結果が異常なしだった場合は「なし」になります。」について
・健康診断の結果、「異常なし」の場合は、告知の対象になりません。(他の項に該当しない場合はご加入できます)
・【表】に該当する病気に罹患後、定期的(3か月おき、1年おき等)に通院・検査をしている状態は、経過観察中になるため、告知の対象になります。(ご加入できません)
 - ※2 「がんなどの経過観察」について
・がんの経過観察終了とは、「医師が完治・治癒と診断」、「医師による検査の指示がなくなった状態」をいいます。
・がんの治療後、転移や再発の観点から医師による経過観察(検査)中に、検査結果が「異常なし」の状態が継続していたとしても、「経過観察」に該当するため、告知の対象となります。(ご加入できません)
・医師より、「検査の必要もなし」と診断された日付から、2年を経過した後より告知の対象となりません。(他の項に該当しない場合はご加入できます)

3

告知の大切さに関するご案内

新規ご加入時(他の同種の保険からの乗り換えを含みます)および介護給付金増額時に告知が必要です。詳細につきましては、電機連合福祉共済センターにご照会ください。

●告知書は補償の対象となる方(被共済者)ご自身がありのままにご記入ください。(代理告知の取扱いがあります)告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、給付金がお受け取りいただけないことがあります。

なお、新規加入時の補償開始日時時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態については、要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいた場合であっても、給付金のお支払いの対象とならないことがあります。ただし、新規加入時の補償開始日時時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、補償開始日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、給付金のお支払いの対象とします。

●ご加入後、給付金ご請求時等に告知内容についてご確認させていただく場合があります。

ご注意 ください

- 健康状態告知を要するご契約のご加入時および介護給付金増額時の告知内容が不正確であることが判明した場合、契約(介護給付金を増額した場合は、増額した部分)が解除され、給付金をお受け取りいただけない場合があります。(告知義務違反による解除)
 - 新たな保険(共済)契約への乗り換えの場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは7頁の重要事項説明書をご確認ください。
 - 告知すべき内容を後日思い出された場合には、電機連合福祉共済センターまでご連絡ください。
- 「健康状態告知質問事項」の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

この頁は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、電機連合福祉共済センターにご照会ください。

4 補償内容(概要)…介護特約

被共済者(補償の対象となる方)が、特約補償期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に介護給付金をお支払いします。給付金をお支払いした被共済者(補償の対象となる方)は自動的に脱退となります。なお、死亡に対する補償はありません。介護給付金の支払要件とならない身体に生じた障害の影響等によって、給付金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

給付金をお支払いする主な場合

被共済者(補償の対象となる方)が、特約補償期間中に、以下の1.または2.のいずれかに該当した場合に介護給付金の全額をお支払いします。ただし、補償の対象となる方1名につき1回に限りです。

1. 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合

2. 以下の(1)および(2)のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が、診断された日から90日を超えて継続した場合

(1) 下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
入浴 その他の 複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。
排せつ等 日常生活上の 一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。

(2) 以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。

●衣類の着脱の際に、①ボタンのかけはずし、②上衣の着脱、③ズボンまたはパンツ等の着脱、④靴下の着脱のうち、2項目以上の行為ができない状態、もしくは3項目以上の行為ができない状態または見守りを必要とする状態であること。

●認知症により下表に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、①から⑳までの項目については、少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。

- ①ひどい物忘れがある。
- ②まわりのことに関心を示さないことがある。
- ③物を盗られた等と被害的になることがある。
- ④作話をし周囲に言いふらすことがある。
- ⑤実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
- ⑥泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
- ⑦夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
- ⑧暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。
- ⑨口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。
- ⑩周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
- ⑪介護者の助言や介護に抵抗することがある。
- ⑫目的もなく動き回ることがある。
- ⑬自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。
- ⑭外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。
- ⑮1人で外に出たがり目を離せないことがある。
- ⑯いろいろなものを集めたり、無断でもってくるがある。
- ⑰火の始末や火元の管理ができないことがある。
- ⑱物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
- ⑲排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
- ⑳食べられないものを口に入れることがある。
- ㉑周囲が迷惑している性的行動がある。
- ㉒自力で内服薬を服用できない。
- ㉓金銭の管理ができない。
- ㉔自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。
- ㉕現在の季節を理解できない。
- ㉖今いる場所の認識ができない。

給付金をお支払いしない主な場合

- ・この特約の新規加入時の補償開始日時時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態^{*1*2}
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態^{*3}
- ・補償の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態
- ・給付金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)
- ・補償の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
- ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
- ・先天性疾患によって生じた要介護状態
- ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 等

^{*1} 新規加入時の補償開始日時時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、補償開始日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、給付金のお支払いの対象とします。

^{*2} 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、給付金のお支払いの対象とならないことがあります。

^{*3} 該当した補償の対象となる方の数の増加が、この共済の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、共済金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

5

加入手続き

◆けんこう共済基本契約と同時に加入する場合

- ➔「けんこう共済新規加入申込書兼口座振替申込書」と「介護特約申込書」を合わせてご提出ください。
- ➔お申込みスケジュール、補償開始日はけんこう共済と同一です。けんこう共済パンフレットでご確認ください。

◆すでにけんこう共済基本契約に加入済の場合(各被共済者の追加加入を含む)

- ➔「介護特約申込書」のみご提出ください。
- ➔お申込みは基本契約補償開始後から毎月可能です。[毎月15日締切で翌月12日(休祝日の場合は翌営業日)から介護特約分を含めた掛金が引落としとなり、補償開始は翌々月の1日です]

〈ご加入後のコース変更・脱退手続きについて〉

①介護給付金を増額する場合

年1回、6月1日補償開始分のみ変更できます。3月16日から4月15日までの受付期間内に「介護特約」専用の「コース」変更・「脱退」通知書が到着するようにご提出ください。加入コース変更日(6月1日)現在、組合員本人、配偶者は満64歳以下、組合員および配偶者の親は満84歳以下の方が対象となり、健康状態告知が必須です。

②介護給付金を減額・脱退する場合

毎月15日締切で「介護特約」専用の「コース」変更・「脱退」通知書が到着するようにご提出ください。その翌々月1日より変更となります。健康状態告知は不要です。
なお、死亡の場合は脱退のお手続きが必要です。

介護特約に加入するには

けんこう共済への
新規加入と同時に
介護特約に
加入する

けんこう共済に
加入済で、
介護特約に
加入する

けんこう
共済新規
申込書

介護特約
申込書

介護特約
申込書

6

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して本共済制度をご利用いただけるよう、ご加入いただく本共済制度がご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項についてご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください。

1 本共済制度が以下の点でご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | | |
|---|--|---|
| ☐ 給付金をお支払いする主な場合 | ☐ 補償金額(ご契約給付金額) | ☐ 補償期間(介護特約のご加入期間) |
| ☐ 掛金および掛金の払込方法 | ☐ 補償の対象となる方(被共済者) | |

2 加入申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入申込書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください。

- ☐ 加入申込書の「生年月日」、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
 - ☐ 補償の対象となる方(被共済者)によって加入申込書の「告知事項」欄に正しく告知いただいていますか?
- *介護特約は、補償の対象となる方からのご依頼を受けた組合員本人が、補償の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。
- ☐ 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3 重要事項説明書(7頁)の内容についてご確認いただけましたか? 特に「告知義務」「通知義務等」「給付金をお支払いできない場合」についてご確認ください。

7

付帯サービス

介護アシスト

●電話介護相談

- ・公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続など、介護に関する相談に電話でお応えします。
- ・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただけます。

●各種サービス優待紹介

- ・「家事代行」、「リフォーム」、「有料老人ホーム・高齢者住宅」など高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

●インターネット介護情報サービス

- ・情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。(www.kaigonw.ne.jp)

デイリーサポート(生活支援サービス)

●法律・税務相談*1

●社会保険に関する相談*2

●暮らしの情報提供

- *1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- *2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

詳細はご加入後にお届けする「ご加入者のしおり」をご参照ください

表紙のキャラクターの紹介



いつまでも若々しく長生きできる「ベニクラゲ」がモチーフです。温かいハートを持ったフォルムで親しみやすいキャラクターにしました。

制度(契約)概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書及びパンフレットはご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご加入者のしおり」(保険については約款)によりまして、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については保険会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。(ご契約により内容が異なったり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 制度(契約)概要はご加入いただく共済の商品内容を理解いただくために特

- に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく共済のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被共済者(補償の対象となる方をいいます。以下「被共済者」といいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。
- ※パンフレットおよび加入申込書コピー等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

[マークのご説明]



共済の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際して不利益になる事項等特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 本共済制度の仕組み

「けんこう共済・介護特約」は、損害保険会社の介護保険(団体総合生活保険 介護補償基本特約)を活用した共済制度です。損害保険会社の保険契約については電機連合福祉共済センターを契約者とし、電機連合福祉共済センターの会員及びその配偶者(※)、両親等を被共済者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。ご加入いただく被共済者の範囲等につきましては、3頁をご確認ください。

(※)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なる)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。

a.婚姻意思を有すること。(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

2 補償の概要

基本となる補償の「給付金をお支払いする主な場合」、「給付金をお支払いしない主な場合」の概要等につきましては、4頁をご確認ください。

3 給付金額等の設定

給付金額はあらかじめ定められたコースの中からお選びいただくこととなります。コースについての詳細は2頁をご確認ください。

補償期間の途中で加入者からの申し出による給付金額の増額はできません。

4 責任開始期

共済責任は、原則として5頁記載の補償期間の開始時から始まります。

5 掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1) 掛金の決定の仕組み

掛金はご加入いただくコースによって決定されます。掛金については、2頁をご確認ください。

(2) 掛金の払込方法

払込方法・払込回数については、2頁・5頁をご確認ください。

6 満期返戻金・契約者配当金

この共済には満期返戻金、契約者配当金、解約返戻金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入申込書に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください。(電機連合福祉共済センター、取扱代理店には告知受領権があります。)

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。

告知事項は下記をご確認ください。

- ・被共済者の生年月日
- ・被共済者の健康状態告知(新たにご加入される場合、または自動継続時(毎年6月1日)

に補償内容を増額される場合)

・「他の保険契約等※」を締結されている場合はその内容

※全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、その契約の内容によっては、介護特約にご加入できないことがあります。

【介護特約の「告知」(告知書)】

①告知義務について

共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方等が他の方と同じ条件で加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず被共済者ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害状態等について告知書でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、組合員本人の配偶者、両親を被共済者とするときには、健康状態告知に関して、被共済者からのご依頼を受けた組合員本人が被共済者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方が署名ください。

②告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載されています。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、補償開始日から1年以内であれば、告知義務違反としてご加入を解除することがあります。また、自動継続時(毎年6月1日)に給付金額を増額された場合は、その部分を解除することがあります。

●補償開始日から1年を経過していても、給付金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。(ただし、「給付金の支払事由の発生」による「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。また、自動継続時(毎年6月1日)に給付金額の増額をされた部分を解除した場合は、その部分については給付金をお支払いすることはできません。)

(前記以外で、給付金をお支払いできない場合)前記のご加入を解除させていただいた場合以外にも、例えば「現在の医療水準では治れが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

③告知内容の確認についてご加入後、または給付金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 介護特約へ乗り換える場合の注意点について

現在ご加入の共済契約や保険契約を解約、減額等をするを前提に、介護特約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容、掛金・保険料、各種サービス等について、解約・減額する契約と異なることがあります。

・介護特約の掛金については、毎年6月1日時点の被共済者の年齢により計算しますので、解約・減額される契約と異なることがあります。

・掛金計算の基礎となる予定利率が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・被共済者の健康状態等により、介護特約へのご加入をお断りする場合があります。

・介護特約には告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。

・介護特約の補償開始時に被った傷病に対しては、給付金が支払われない場合があります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

組合員の住所や所属組合・支部等を変更した場合は、遅滞なく所属の労働組合(福祉社会会員は福祉社会事務局)までご連絡ください。

2 脱退されるとき

介護特約を脱退される場合は、所属の労働組合(福祉社会会員は福祉社会事務局)までご連絡ください。

3 被共済者からのお申し出による脱退

被共済者からのお申し出により、その被共済者に係る補償を脱退できる制度があります。制度および手続きの詳細については、所属の労働組合(福祉社会会員は福祉社会事務局)までご連絡ください。

4 補償期間の満了を迎えるとき

補償期間終了後、自動継続を制限させていただく場合があります。

●給付金請求状況や年齢等によっては、次回以降の自動継続(毎年6月1日)をお断りしたり、ご加入を制限させていただくことがあります。

●また、制度等を改定した場合には、自動継続後の補償については自動継続後の補償開始日における内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることがあります。

【自動継続後の掛金】

「介護特約」の掛金は、自動継続日(毎年6月1日)の満年齢により計算します。

【自動継続後約の補償内容を拡充する場合】

自動継続時に被共済者の追加や給付金の増額等をする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、給付金額の増額をされた部分を解除することがあります。

●ご加入を解除する場合、その部分については給付金をお支払いできないことがあります。

【給付金請求忘れのご確認】

自動継続させていただく場合は、自動継続前の介護特約について給付金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。

●ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、所属の労働組合(福祉社会会員は福祉社会事務局)まですぐにご連絡ください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●けんこう共済パンフレット裏表紙をご確認ください。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約者、被共済者または給付金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、ご加入を解除することができます。

●その他、損害保険会社の約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等でも、電機連合福祉共済センターが給付金の全額を補償します。

●電機連合福祉共済センターの経営が破綻したうえに、引受保険会社の経営が破綻した場合等には、給付金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、給付金等は、原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。

5 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、遅滞なく所属の労働組合(福祉社会会員は福祉社会事務局)までご連絡ください。

●給付金のご請求にあたっては、電機連合福祉共済センターまたは損害保険会社の定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の被共済者、給付金の受取人であることを確認するための書類

・電機連合福祉共済センターまたは損害保険会社の定める要介護状態の程度、治療内容および治療期間等を証明する被共済者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(電機連合福祉共済センターまたは損害保険会社が指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標準本の提出を求める場合があります。)

●給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類

●被共済者または給付金の受取人に給付金を請求できない事情があり、給付金の支払いを受けるべき被共済者または給付金の受取人の代理人がいないう場合は、被共済者または給付金の受取人の配偶者(法律上の配偶者に限りません。また3親等内の親族(あわせて「ご家族」といいます。))のうち所定の条件を満たす方が、被共済者または給付金の受取人の代理人として給付金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●給付金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

この共済は電機連合の共済制度です。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、所属労働組合または電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください。本制度は電機連合福祉共済センターが自家運用すると共に、下記の引受保険会社の損害保険会社と保険契約(団体総合生活保険 介護補償基本特約)を締結しています。

【引受保険会社】東京海上日動火災保険(株)広域法人部 団体・協同組織室[TEL:03-3515-4151]

【取扱保険代理店】(株)マックス[TEL:03-4330-0729]、コンボーズサービス[TEL:03-3942-9535]

(取扱保険代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。)

募集文書 No.23T-001684

作成月 2023年11月作成

●保険引受部分に関するご意見・ご相談 《東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部 団体・協同組織室》電話 03-3515-4151

●けんこう共済に関するご意見・ご相談 《電機連合福祉共済センター》電話 0120-04-6488(フリーダイヤル) 他表紙記載

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

■電話 0570-022808(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

■受付時間 平日9:15~17:00

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

(2023.11.380,000)